

番 号	陳 情 第 1 9 号	受理年月日	令 4 . 8 . 25
件 名	川内原発の運転期間を 2 0 年延長しないことを求める決議について		
結 果	令和 5 . 3 . 20 第 1 回定例会で不採択		
付託委員会	防災福祉こども委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、鹿児島市議会において、住民の安心・安全な暮らしが必ず守られるという確証なしに川内原発を 20 年運転延長することは認められないとの決議をされるよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方等について伺ったところ、九州電力においては、川内原発 1・2 号機の運転期間 20 年延長に関連し、原子炉等規制法に基づく運転期間延長認可申請に必要な特別点検を実施した結果、原子炉容器や原子炉格納容器などの健全性を確認している。また、特別点検の結果を含めた劣化状況評価を行って、同評価を踏まえた施設管理方針を策定し、運転開始後 60 年時点においても同原発の健全性に問題がないことを確認した上で、令和 4 年 10 月 12 日に原子力規制委員会へ運転期間延長認可に係る申請書を提出したとのことである。運転延長に関しては、現在、同委員会で審査されるとともに、県の原子力安全・避難計画等防災専門委員会においても、技術的・専門的な検証等が進められていることから、本市としては、これらの動向を注視していきたいと考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「1 点目に、陳情にあるように、住民の安心・安全な暮らしが必ず守られるという確証が確認されることが肝要であると考えるが、基準地震動の基準や原子炉容器の健全性については、あくまで想定される範囲内で確認されているものであり、圧力容器に関しては、世界でも 60 年間の運転に使用された事例がなく、安全を突き詰め過ぎれば何もできないということは理解するものの、原発の運転期間延長と住民の命を天秤にかけることはできないと考えること。2 点目に、原子力防災訓練における避難訓練については、コロナ禍の影響により、この 2 年間住民が参加できず、その実効性に不安が残ること。3 点目に、使用済み核燃料の再処理や高レベル放射性廃棄物の最終処分については先が見えない状況であり、運転期間をさらに 20 年延長した場合、これらの量が増えることは明らかであり、問題が残ると考えること。以上のような理由から、本件については採択したい。」という意見、「1 点目に、九州電力が行った特別点検において、原子炉容器については、欠陥等の異常がないこと、また、専門の調査機関による衝撃試験等の結果を踏まえて将来の健全性を評価し、運転開始後 60 年時点においても問題がないことが確認されていることや、基準地震動について、同原発は、非常に揺れにくい堅固な岩盤に直接設置されており、十分な余裕を確保した耐震設計が行われ、高い耐震性を有することが確認されていることなど、一定の理解に至ったこと。</p>			

2点目に、太陽光や風力などの再生可能エネルギーは、天候によって発電量が頻繁に変動し、電力の需給バランスを保つことが非常に難しいことから、安定した新たな代替エネルギーが現れるまでは、安定的な電源として原子力発電が有効であると考えること。3点目に、県においては、第三者機関である原子力安全・避難計画等防災専門委員会に川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会を設置し、令和5年度の早い段階で検証結果を出すとしている。また、九州電力においては、同分科会の検証に必要なデータを積極的に開示するとしており、運転期間延長の是非については、原子力規制委員会に委ねるしかないと考えること。以上のような理由から、本件については不採択としたい。」という意見、「1点目に、基準地震動の見直しについては、原子力規制委員会から対応の遅れに懸念があると指摘されており、住民の不安が払拭できないと考えること。2点目に、県の川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会による検証が継続中であり、その結果や判断が出ていないにもかかわらず、運転期間の20年延長を申請した九州電力の拙速な姿勢については、同分科会の委員をはじめ、住民からも不安や懸念の声が上がっており、安全性が担保されたとは言えず、住民の不安が払拭できないと考えること。3点目に、感染症によるパンデミック下においても原子力災害が起きる可能性があるにもかかわらず、コロナ禍における避難訓練が住民参加で行われていないなど、十分な危機管理ができていない深刻な状況となっている。コロナ禍の収束が見通せない中でこのような状況がさらに続くことは、住民が引き続き原発稼働の不安と隣り合わせとなり、住民の安心・安全な暮らしを守れないと考えること。以上のような理由から、本件については採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。